

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、粕屋北部消防組合の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

2 人事評価の状況

3 給与の状況

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

5 休業に関する状況

6 分限及び懲戒処分の状況

7 サービスの状況

8 退職管理の状況

9 研修の状況

10 福祉及び利益の保護の状況

1 任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

区 分	採 用 (平成30年4月1日)	退 職 (平成29年度中)	
		定 年	自己都合その他
消 防 職	1 人	3 人	1 人
行 政 職	0 人	0 人	0 人
計	1 人	3 人	1 人

(2) 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数				対前年 増減数	主な増減理由
	平成29年		平成30年			
	男 性	女 性	男 性	女 性		
消防職	95 人	0 人	92 人	0 人	- 3 人	定年及び早期退職者による
行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
計	95 人	0 人	92 人	0 人	- 3 人	

(注) 職員数は、臨時職員、非常勤職員及び短時間勤務職員を含まない。

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数 (率)
消防職	92 人	94 人	94 人	95 人	92 人	0 人 (0.0%)
行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
計	92 人	94 人	94 人	95 人	92 人	0 人 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。

2 人事評価の状況

人事評価の概要

区 分	概 要
行動評価	個人の能力や意欲、態度に関する評価で、職位に応じて求められる職員像を指標として、望ましい行動例や望ましくない行動例に照らしながら、当該職員に関する行動記録をもとに評価者が評価する。
業績評価	目標管理の手法による仕事の成果に関する評価で、「組織目標」に基づく業務目標を具体的数値で設定し、目標（業務）の達成度について評価者が評価する。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	管轄内人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成29年度	91,391人	1,364,155千円	18,203千円	831,284千円	60.9%
平成28年度	90,705人	1,097,723千円	22,161千円	810,434千円	73.8%

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費は、給料（議会費を含む。）、職員手当、期末勤勉手当に共済費等を含む。

3 管轄内人口は、古賀市並びに新宮町の人口の合計で、各年度末日現在の人口である。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	95人	349,852 千円	119,458 千円	145,335千円	614,645 千円	6,470千円
平成28年度	94人	347,043 千円	110,250 千円	141,562千円	598,898 千円	6,372千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。

2 職員数は、各年度4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

	粕屋北部消防組合	国（公安職一）
平均年齢	38歳8月	41歳2月
平均給料月額	307,229円	315,864円
平均給与月額	411,282円	371,729円
	358,684円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年度における職員の基本給の平均を示す。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当など諸手当の額の合計を示す。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、下段は比較のため国家公務員と同じベースで再計算した額（給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当）を示す。

(4) 職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		粕屋北部消防組合	国
		初 任 給	初 任 給
消防職	大学卒	200,300円	208,000円
	高校卒	169,500円	169,500円
行政職	大学卒	168,600円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数15年	経験年数25年
消防職	大学卒	—	368,833円
	高校卒	273,900円	333,800円
行政職	大学卒	—	—
	高校卒	—	—

(6) 消防職の級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

職務 の級	職務内容	合計	
		人数	(%)
1 級	係員の職務	5 人	5.4%
2 級	高度の知識、経験を必要とする係員の職務	20 人	21.7%
3 級	主任又は特に高度の知識、経験を必要とする係員の職務	30 人	32.6%
4 級	係長又は主査の職務	29 人	31.5%
5 級	課長補佐又は困難な業務を行う係長の職務	3 人	3.3%
6 級	課長の職務	3 人	3.3%
7 級	次長、消防署長の職務	1 人	1.1%
8 級	消防長の職務	1 人	1.1%

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による消防職の職員数を示す。

(7) 行政職の級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

職務 の級	職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	定型的な業務を行う職務	0 人	0 %
2 級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う職務	0 人	0 %
3 級	主査又は主任主事の職務	0 人	0 %
4 級	係長の職務	0 人	0 %
5 級	課長補佐の職務	0 人	0 %
6 級	課長の職務	0 人	0 %

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による行政職の職員数を示す。

(8) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(平成 29 年度)

	粕屋北部消防組合	国
1人当たり 平均支給額	1,530千円	
支給割合	期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分	期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)

イ 退職手当

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	粕屋北部消防組合		国	
	自己都合	定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
加算措置等	なし		定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

ウ 地域手当

(平成 29 年度)

	粕屋北部消防組合	国
支給対象地域	古賀市・新宮町	新宮町
支給率	6%	6%
支給対象職員数	95人	
支給実績	22,366,404円	
支給職員1人当たり 平均支給年額	235,436円	

エ 特殊勤務手当

(平成 29 年度実績)

区 分	全 職 種
支 給 実 績 (A)	7,572,050 円
支給された職員数 (B)	81 人
支給された職員 1 人当たり平均支給年額 (A/B)	93,482 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	85.3%

手当の名称	支給対象業務	支給単価	
緊急出場手当 (火災等の災害出場)	火災、救助、その他の災害防除業務のため消防職員が緊急に出場したとき (調査・その他作業を除く。)	1 回につき	360 円
緊急出場手当 (救急出場)	救急業務のために救急救命士が緊急に出場したとき	1 回につき	350 円
	救急業務のために消防職員(救急救命士を除く。)が緊急に出場したとき	1 回につき	200 円
潜水作業手当	職員が潜水器具を着用して、潜水作業に従事したとき又は訓練を実施したとき	1 回につき	500 円
夜間業務手当	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が 2 時間以上であるとき	1 当務につき	520 円
	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が 2 時間未満であるとき		410 円

オ 時間外勤務手当

	支 給 実 績 (A)	支給された職員数 (B)	支給された職員一人当たり 平均支給年額 (A/B)
平成 29 年度	22,300 千円	87 人	256 千円
平成 28 年度	19,062 千円	87 人	219 千円

カ その他の手当

(平成 29 年度実績)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額	
扶養手当	配偶者	10,000 円	同	—	18,562 千円	277,037 円	
	子	8,000 円					
	父母等	6,500 円					
	配偶者がいない 場合の扶養親族 (そのうち1人 につき)	子					10,000 円
		父母等					9,000 円
満 16 歳以上 22 歳までの 子 1 人についての加算額	5,000 円						
住居手当	借家（借間）の場合の支 給限度額	27,000 円	異	新築・購入 は 5 年に限 り支給	10,719 千円	228,062 円	
	持家	2,500 円					
通勤手当	バス、電車などの交通機 関利用の場合の限度額	55,000 円	同	—	3,041 千円	36,197 円	
	自家用車などの交通用具 利用の場合の限度額	55,000 円					
管 理 職 手 当	消防長	給料月額×16%	異	定率制	4,361 千円	623,007 円	
	次長・署長	給料月額×14%					
	課長	給料月額×12%					
	課長補佐	給料月額×10%					

キ 特別職等の報酬の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		報 酬 額 (年 額)
特 別 職	組 合 長	142,000 円
	副 組 合 長	115,000 円
	監 査 委 員 (識 見 者)	49,000 円
	監 査 委 員 (議 会 選 出)	37,000 円
議 会 議 員	議 長	73,000 円
	副 議 長	67,000 円
	議 員	62,000 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	毎日勤務者	交代制勤務者
職 員 数	21 人	71 人
開 始 時 刻	午前 8 時 30 分	午前 8 時 30 分
終 了 時 刻	午後 5 時 00 分	午前 8 時 30 分 (翌日)
週 休 日	土曜日・日曜日	変則週休 2 日 (3 週に 6 日)
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分	38 時間 45 分

(2) その他の勤務条件

休暇

(平成30年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給 休暇	一の年度ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年	有給
		その他の疾患の場合 90日	有給
特別休暇 (主なもの)	女性職員の出産	産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)、産後8週間	有給
	子の看護休暇	5日の範囲内	有給
	職員の出産補助	3日の範囲内	有給
	職員の結婚	7日の範囲内	有給
	ボランティア休暇	5日の範囲内	有給
	忌引	配偶者の死亡(10日以内) 父母または養父母の死亡(血族…7日以内、姻族…3日以内) 等	有給
介護休暇	配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給

5 休業に関する状況

育児休業制度

(平成30年4月1日現在)

種類	概要	期間・勤務形態等	取得状況
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	0人
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間当たりの勤務時間を短縮	0人
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	0人

6 分限及び懲戒処分の状況

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 分限処分の状況

(平成29年度実績)

区分	人数
降任	0人
免職	0人
休職	0人
降給	0人

(2) 懲戒処分の状況

(平成 29 年度実績)

区 分	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

7 服 務 の 状 況

サービスの根本基準として地方公務員法第 30 条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービスの根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

営利企業等従事許可の状況

(平成 29 年度実績)

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること。	0 件
自ら営利企業を営むこと。	3 件
報酬を得て事務等に従事すること。	0 件

8 退 職 管 理 の 状 況

退職者の再就職の状況

(平成 30 年 4 月 1 現在)

	退職者数	うち再就職者数			
		再任用職員	官公庁等	民間企業等	その他
平成 29 年度	4 人	0 人	2 人	1 人	0 人
平成 28 年度	3 人	0 人	1 人	0 人	0 人

9 研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。このことについては、地方公務員法の中に規定されており、粕屋北部消防組合では、自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

研修実施状況

(平成 29 年度実績)

		研修先	研修名
一般研修		福岡県市町村職員研修所	対人関係能力向上研修
		消防大学校	—
		福岡県消防学校	中級幹部科、初級幹部科（A）、初級幹部科（B）、救助科、救急科、特殊災害科、警防実務研修、初任教育、予防査察科
		その他	退職準備セミナー、ヘルスセミナー
救急研修		救急救命九州研修所	救急救命士養成研修、指導救命士
		福岡県消防学校	救急救命士処置拡大講習
		委託医療機関（福岡和白病院、福岡東医療センター）	救急救命士再教育病院実習、救急救命士就業前病院実習、救急救命士気管挿管実習、救急科病院実習
		消防本部	救急研修
専門研修	その他	総務関係	—
		警防関係	小型移動式クレーン技能講習、玉掛け技能講習、巻き上げ機特別教育、大型自動車免許取得教習、潜水士免許受験、小型船舶免許取得講習、第三種特殊無線技士養成課程、危険予知研修、ロープレスキュー研修、福岡外傷セミナー
		予防関係	予防技術検定

10 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。この他、職員は各種の給付事業などを実施している「粕屋北部消防組合職員互助会」に加入しています。

（1）定期健康診断及び特別健康診断等の実施状況 （平成29年度実績）

区 分		受 診 者 数
職員総合健康診断		95名
特別健康診断	深夜業従事者	72名
	高気圧作業従事者	26名

（2）公務災害補償

公務災害等の設定状況

（平成29年度実績）

公務災害	通勤災害	計
0件	0件	0件

（3）粕屋北部消防組合職員互助会

ア 名称及び会員数

（平成29年度）

名 称	会 員 数
粕屋北部消防組合職員互助会	97人

イ 負担割合

(平成 29 年度実績)

粕屋北部消防組合負担金 (A)	互助会会員掛金 (B)	公費補助率 (A / A + B)
1,455 千円	1,880 千円	43.6%
会員 1 名につき 15,000 円	給料月額 の 5 / 1,000	

ウ 主な事業

(平成 29 年度実績)

区 分	主 な 事 業
給付事業	出産祝金、結婚祝金、傷病見舞い、死亡弔慰金等
助成事業	クラブ助成、炊事助成
研修事業	研修旅行